

2級 眼鏡作製技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

眼鏡作製の職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

実 技 試 験

【03】 レンズ加工

表 2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
① レンズ加工	1. フルリム・メタルフレームへの基礎的な加工ができること。 2. 作製指示に従い、手摺り機を使用し、基礎的なサイズ合わせ及び面取りができること。
② アフターケア	1. 鼻パッドの交換ができること。
③ 検品	1. 完成眼鏡が作製指示通りに仕上がっているか検品ができること。